平成24年9月12日

於・1002会議室(10階)

第 9 8 3 回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1.	開 会
2.	諮問事項 (情報流通行政局関係)
	(1)無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則
	の一部を改正する省令案について(諮問第27号)1
	(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について
	(諮問第28号)
	(3) 認定放送持株会社の認定について (諮問第29号) 8
3.	報告事項 (情報流通行政局関係)
	○平成23年度民間放送事業者の収支状況について12
4.	諮問事項 (総合通信基盤局関係)
	(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について
	(諮問第30号)23
	(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について
	(諮問第31号)23
5.	付議されている異議申立てに関する審議
	(1) よさこいケーブルネット株及びテレビせとうち株式会社を当事者と
	した再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立てについて
	(平成23年9月14日付け議第2号)33
	(2) 株式会社ひのきから申請された総務大臣裁定の申請に対する拒否処
	分に係る異議申立てについて
	(平成23年12月9日付け議第3号)33
6.	閉 会

開会

○前田会長 それでは、始めることにいたしましょう。入室するように連絡お願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

○前田会長 よろしゅうございますでしょうか。

諮問事項 (情報流通行政局関係)

- (1)無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一 部を改正する省令案について(諮問第27号)
- (2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について (諮問第28号)
- ○前田会長 それでは、審議を開始いたします。

最初に、諮問第27号「無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案について」及び諮問第28号「周波数割当計画の一部を変更する告示案について」につきまして、野崎放送技術課長、中沢技術企画官及び竹内電波政策課長からご説明をお願いいたします。

○野崎放送技術課長 はい。放送技術課の野崎でございます。

本件につきましては、情報通信審議会におきましてケーブルテレビシステムの技術的条件について審議を行いまして、本年6月に23GHz帯の無線伝送システムの技術的条件に関して一部答申をいただいております。その答申に基づきまして、技術的条件の規定の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、ケーブルテレビの技術を担当しております中沢技術企

画官よりご説明させていただきます。

○中沢技術企画官 ケーブルテレビを担当しております、衛星・地域放送課の 技術企画官の中沢でございます。よろしくお願いいたします。

資料の諮問第27号説明資料をごらんいただきたいと思います。2枚、縦長でホチキスどめをしてあるものでございます。それから、その下に省令改正案がとじてございます。説明資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

本件、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案についてでございますけれども、23GHz帯の無線伝送システムという、これはケーブルテレビ事業者が、基本的には有線でネットワークを構築するわけでございますけれども、一部の区間におきまして有線による伝送が困難な地域、そういったところで無線で伝送する、そのための固定局として利用されているものでございます。

具体的には、山の上などに設置した受信点からヘッドエンドまでの連絡線でありますとか、河川を横断する、あるいは離島への中継を行う、そういったところで利用されているものでございます。資料にもございますけれども、今般、地上デジタル放送の完全移行に伴うデジタル難視聴地域の解消、あるいは災害などによるケーブルテレビの幹線伝送路の切断箇所の応急復旧、特に災害に関しまして、昨年の東日本大震災でありますとか、台風12号などにおきまして伝送路が切断されたという状況から、この23GHz帯無線伝送システムを利用してより効率的にネットワークを構築したいというニーズが高まっているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、情報通信審議会におきまして技術的条件の検 討を行っていただきまして、本年6月の一部答申を受けて今回、固定局の変調 方式の高度化、それから陸上移動局の導入に必要な技術基準等の省令改正を行 うこととして諮問させていただくものでございます。 次のページをごらんいただきますと、こちらのほうに色刷りの別紙がございますけれども、本システムの利用イメージ及びシステム概要の説明資料をつけております。(1)固定局のところでございます。これまでの変調方式に加えまして、直交周波数分割多重方式(OFDM)等の追加によりまして地上デジタル放送等をそのまま伝送することが可能になるというものでございます。

また、(2) 陸上移動局につきましては、今回新たに導入する局種でございまして、汎用可搬型と辺地用可搬型の2種類がございます。汎用可搬型につきましては、災害による橋梁の損壊等において伝送路の切断箇所を応急復旧するまでの間の一時的な利用が可能となるというものでございます。主な技術的条件といたしましては、隣接する他の業務への干渉を回避するため、使用する周波数は、ここの点線の枠にもございますけれども、23.28から23.52GHzで、空中線電力は500mW、伝送距離は5km程度としております。2つ目の辺地用可搬型につきましても、災害や障害時に、主に山間部における辺地共聴施設の伝送路の切断箇所を一時的に復旧するための利用が可能になるというものでございます。主に辺地での利用を想定しまして、使用する周波数は23.2から23.6GHz、空中線電力5mW、伝送距離は数百m程度としております。

次に、主な省令改正事項、2.のところでございます。まず固定局、これは従来からある局種でございますが、無線設備規則に地上テレビジョン放送に必要な変調方式——先ほど申し上げましたようなOFDMでありますとか64QAM、そういったものの追加。また、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則につきましては、技術基準適合証明の対象となるように特定無線設備に必要となる規定を新たに整備するというものでございます。

陸上移動局につきまして、今回新たに導入するわけでございますけれども、 無線設備規則に通信方式、空中線系及び変調方式を新たに規定しまして、同様 に特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則におきまして規定を新たに 整備するというものでございます。

本件につきましては、技術的条件の検討過程及び省令案の作成段階において既にそれぞれパブリックコメントを実施させていただいているということでございまして、それぞれ6件、5件、計11件の意見提出がございまして、いずれも賛成意見でございました。なお、このうち、技術検討の過程での意見1件につきましては、他の無線システム等との共存条件に関する検討ということで、具体的には隣接業務への干渉に関するものでございましたけれども、当該業務への干渉を回避するため、陸上移動局の免許に当たりまして、その隣接業務に影響を与えない場合に限るといった条件を付することにしております。

以上、これらの省令改正案につきまして諮問させていただくものでございまして、1枚目に戻っていただいて恐縮でございますけれども、一番下のところですが、ご答申いただきました場合は、施行期日といたしましては9月の公布・施行を予定しているところでございます。

諮問第27号の説明は以上でございます。

○竹内電波政策課長 それでは続きまして、諮問第28号についてご説明を申 し上げます、電波政策課長の竹内でございます。お手元、諮問第28号説明資料をごらんください。

本件は、ケーブルテレビジョン放送に使用されます23GHz帯無線伝送システムの可搬型無線局の導入を可能とするため、周波数割当計画を変更するものでございます。

23GHz帯の無線伝送システムにつきましては、先ほど担当課から説明がありましたとおり、有線での伝送が困難な地域におけるケーブルテレビの中継伝送に利用されているもので、これまでは固定局として運用されてきたものでございます。

お手元の資料の、すみません、クリップでとまっておりますが外していただきまして、一番下の資料、ホチキスで2枚とまっているものがございます。「周波数割当計画の一部を変更する件 新旧対照表」となっておりますA4横のものでございます。この表をごらんいただきますと、左側が変更案、右側が現行の割当計画となっておりますが、この対象周波数帯23.2GHzから23.55GHz、それから23.55GHzから23.6GHzの周波数帯で、現在は対象業務が固定と衛星間になっております。ケーブルテレビジョン用の業務につきましては、公共業務用の固定という部分でこれまで運用されてきたわけでございますが、ここに、左側にございますように「移動」というものを新たに追加することによりまして、先ほど説明のありました災害時の可搬型の運用を可能にするというものでございます。

なお、本件パブリックコメントにつきましては、先ほどもご説明ありました ように賛成意見5件で、特段の反対はございませんでした。

本件に関する施行の日でございますけれども、答申をいただきましたら速やかに割当計画を変更し、官報に掲載し、掲載の日をもって施行していきたいと考えております。

以上で諮問第28号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どう ぞよろしくお願い申し上げます。

- ○前田会長 ありがとうございました。それでは、ただいまの件につきまして ご質問、ご意見ありますでしょうか。
- ○原島代理 資料のほうに3つの利用イメージ、固定局、陸上移動局で2つというふうに書いてあるんですが、これはすべて技術条件は同じというふうに考えてよろしいんですか。空中線電力の違いだけと考えていいのか。真ん中の汎用可搬型だけが微妙に周波数の数字が違うのが、どういう意味があるのかよくわからなかったもので、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

- ○中沢技術企画官 お答えさせていただきます。汎用可搬型につきまして、隣接業務への干渉を避ける必要がございますので、下側と上側にある程度減衰させるようなバンドを設ける必要があるということでございます。
- ○前田会長 ガードバンドを設けているという。
- ○中沢技術企画官 真ん中のほうへ寄せているというような形で、帯域が若干狭くなっているということでございます。

また、ここにはございませんけれども汎用可搬型につきましては、アンテナ の指向性等につきまして、固定局と同様のアンテナ特性を持ったものというこ とを条件というふうにしてございます。

- ○原島代理 固定局と辺地用可搬型は、これは空中線電力の違いだけということですか。
- ○中沢技術企画官 基本的にはそういった形でございます。
- ○原島代理 わかりました。
- ○前田会長 ほかにはいかがですか。

私から1つ。この例えば緊急時対応というような設備というのは、事前にこれを所有して免許を受けておくという、そういう種類のものなんですか。それとも必要となった時、事が起こったときに免許を受けるものですか。

○中沢技術企画官 基本的には事前に免許を取得していただいて、自分のネットワークの中でどういったところが傾向として災害が起こりそうか――なかなか予測するのは難しいかもしれませんけれども、そういったことも考えつつ準備をしていただくというのが基本でございます。

ただ今回、ここにはございませんけれど、運用の中では、例えば応援協定を 結んでいるような事業者からも貸し出しを受けて、そういった形で運用できる というような形も考えてございます。基本的には災害に備えてみずからそうい ったものを用意していただきたいと思いますけれども、場合によっては、そう いった応援協定の中で対応していただくこともあろうかと。基本的には事前に 免許を取っていただくということでございます。

- ○前田会長 そうすると、免許を受けた人と使用する人が違うケースもあると いうことですね。
- ○中沢技術企画官 その辺、どういう運用形態にするかというのは、事前のい ろんな取り決めとか、いろいろな法令の体系の中で可能な形で運用していただ くということになるかと思っております。
- ○前田会長 それから、これは別に緊急時でなくてもいいということになるんですか。
- ○中沢技術企画官 陸上移動局に関しましては、基本的に緊急時に対応していただくためのものということで、そういった前提で技術的条件をご検討いただいたという形でございます。恒久的にといいますか、常時そこに置いて使うというものに関しましては、従来どおり、固定局としての免許を取得して運用していただくということになるということでございます。
- ○前田会長 なるほど。おそらくこの中の一番小さいものは簡易でただ安いということになるのだろうと思うんですけれど、有線放送事業者以外の者がこれを常時使用するというようなことはあり得るんですか。
- ○中沢技術企画官 それは基本的にはございません。
- ○前田会長 そういう免許は与えない、そういう意味ですか。
- ○中沢技術企画官 はい。
- ○前田会長 ほかにはいかがですか。よろしいですか。

それでは、ほかにご質問、ご意見がございませんようですので、本案件、諮問第27号及び諮問第28号は、諮問のとおり改正及び変更することが適当である旨の答申を行うことにしてはいかがかと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 よろしいようでございますので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出して ください。

(3) 認定放送持株会社の認定について (諮問第29号)

○前田会長 それでは、その次は諮問第29号「認定放送持株会社の認定について」につきまして、長塩地上放送課長からご説明をお願いいたします。

○長塩地上放送課長 長塩でございます。お手元の資料に基づきましてご説明させていただきます。クリップをお外しいただきますとA4横の【委員限り】と書いている資料がございます。こちらに基づきましてご説明させていただきます。

右下のページ数の、1ページでございます。今般、日本テレビ放送網株式会社、株式会社BS日本、株式会社CS日本の3社から、経営の効率化等を図るために、平成24年10月1日付で認定放送持株会社をつくりまして、これに基づくグループ再編を行う旨の申請がございました。これについてご審議をいただこうというものです。

まず、この認定放送持株会社についてですが、これは平成19年の放送法改正で創設された制度でございまして、持株会社におけるグループ経営を放送事業の選択肢の一つとして選択できるようにするためのもので、具体的には、持株会社につきまして所定の要件を満たした場合には、総務大臣が認定を行うことにより、その持株会社は外資規制の直接適用が可能になる。また、その傘下になる放送事業者につきましてはマスメディア集中排除原則の特例が設けられ、

複数の放送事業者を子会社化することができるようになる、こういう法的地位 が新たに与えられるというスキームでございます。

この制度に基づきまして既に認定を行った事例が3件ございます。フジテレビ、TBSテレビ、それからテレビ東京について既にグループ会社が設けられてございまして、今回ご審議いただきますのはその4例目ということになります。

冒頭申し上げたことを図示したのが1ページ目の中ほどの図で、現在の日本テレビが持株会社化しようというものでございます。これと同時に、現在既に日本テレビの分割準備会社が設けられており、同日付けで日本テレビの今の放送局の免許を承継し、ホールディングの下にぶら下がる新しい日本テレビ、地上テレビ会社が創設されるという形になります。同様に、BS、CS会社それぞれ、現在は100%子会社ではございませんが、すべて100%子会社化してホールディングの下にぶら下げるという構想です。

申請の概要が2ページ目で、この申請に基づいて審査をしたものが3ページ目でございます。先ほど申し上げた幾つかの要件がこの第1号から第5号でして、申請対象会社が株式会社であること。同様に、基幹放送事業者でないこと。また、第3号、中ほどでございますが、これは放送持株会社が放送事業を主体とする持株会社であるということを要件としてございますので、それに基づく計算値として総資産に占める放送事業の割合が50%を超えるものであること。それから4号でございますが、収支見込みが良好であること。第5号としまして、欠格事由に該当しないこと。

こちらについて審査したところ、すべて適合するとなってございます。その 根拠資料が、その後、4ページ目、5ページ目と続くような状況でございます。

申請概要は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○前田会長 ありがとうございました。それでは、本件につきましてご質問、

ご意見ありますでしょうか。

先ほどの認定放送持株会社になると、1つは20%以上の名義書換拒否権がある、それが可能だということで、敵対的買収はできないということだと思いますが、敵対的買収でなければ別に何十%あってもいいということですか。さっきの33%という数字との関係は。

○長塩地上放送課長 実は株主については2種類の規制がございまして、1つは外国資本に20%超買われないということでございますので、外国人株主がそれを超えるレベル、例えば新たに3割買ったんだけれども名義書換してくださいといわれた場合は、規定の20%を超える部分については名義書換拒否をして、名義書換できません、株主名簿に載せられませんという対応ができるということになってございます。

それからもう1つの種類は、持株会社というものは複数の放送事業者にいわば出資する、同時に複数の事業者に出資するというふうなことにもなりますので、33%を超えて1人の株主が支配することはできないという規制もございます。それについては外国人以外、外国投資家以外のものが規制対象になるということになりまして、そういった外国かどうかということ、それから一般の株主についても今申し上げたような規制があるという、二重構造になっているということでございます。

- ○前田会長 厳密にいえば、そうすると20%を超えて買いたいといって買ってもらうことを了とする――この会社がですね――ということであれば、例えば20%、25%というのを外国の企業が買っている状態というのはあり得ると、そういうことですね。
- ○長塩地上放送課長 はい。外国の企業が20%を市場で買って、買った後名 義書換を行うわけなんですが。
- ○前田会長 拒否しなければOKなのですか。拒否権があるだけですよね。

- ○長塩地上放送課長 はい。
- ○前田会長 拒否しなければそういう状態のもあり得ると。
- ○長塩地上放送課長 ただ、そうしますと、これは法律に違反するということ になりますので。
- ○前田会長 違反するんですか。3分の1はいってないですよね。
- ○山本委員 参考3-1のところにある放送法159条の2項5号のイですね、 外国の関係は。だからこの要件を満たさない状態になると。
- ○長塩地上放送課長 はい。そういうことになります。
- ○山本委員 だから、認定の取り消しがされる可能性がある。
- ○前田会長 5分の1以上というのはここで出てくるということですね。そういうことですね。

そうか。そうすると、先ほどの表現の拒否権はもちろんあるのだけど、持つ ことそのものができないということですね。

○長塩地上放送課長 はい。これ、普通の放送事業者と同様の比率でございまして、例えばキー局でも外国投資家が株式を買うことはございますが、20%以上持たれてしまうと免許を失ってしまうことになります。ただ、市場で買われてしまって免許を失ってしまうわけにはいきませんので、名義書換を拒否するという権能を与えて免許を失うことを自ら防げる、そういう防御手段を与えているという制度でございます。

○前田会長 なるほど。株数というよりは、むしろ放送の権利、そちら側です ね。わかりました。

これは1社を想定しているんですか。例えば5%ずつ4社でもだめなんですね。

- ○長塩地上放送課長 外資規制でございますか。
- ○前田会長 ええ。外資規制は。だめですね。

- ○長塩地上放送課長 それは複数でもだめでございます。
- ○前田会長 ほかにはいかがでしょう。よろしゅうございますか。

特にご質問、ご意見、その後ないようでございますので、本諮問第29号は 諮問のとおり認定することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがか と思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。 答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出して ください。よろしくお願いします。

報告事項 (情報流通行政局関係)

- ○平成23年度民間放送事業者の収支状況について
- ○前田会長 それではその次に、報告事項といたしまして「平成23年度民間 放送事業者の収支状況について」、これを先にということで、よろしくお願いし ます。これにつきまして、長塩地上放送課長、小笠原衛星・地域放送課長から 説明をお願いいたします。
- ○長塩地上放送課長 では、お手元の資料でございますが、まず全体状況をご らんいただくという意味合いで、資料の5ページ目をごらんいただければと思 います。こちらにマスコミ四媒体別広告費の推移を表にまとめてございます。
- ○成田幹事 ただいま説明している資料は、「平成23年度民間放送事業者の 収支状況について」という資料でございます。諮問資料の一番下になります。
- ○長塩地上放送課長 よろしいでしょうか。5ページ目のところでございます。 マスコミ四媒体別広告費の推移というもので、こちらに総広告費、それから

テレビ等のメディア別を簡単にグラフ化してございます。こちらは『2011年日本の広告費』という電通の資料に基づくもので、全体として広告費は、平成14年は2002年に相当しますから、それから半ばの18年、19年にかけて上がっているところを、その後、リーマン・ショック等で大きく下げてきているというところでございます。その中でテレビはほぼ横ばいに推移してございまして、新聞、雑誌等は右肩下がり。ラジオも同様でございます。テレビを見ますと、少し持ち直したところを2年ぶりに減少したところで、またラジオについては、実は平成13年から11年連続の減、こういった傾向にあるというところです。

ちなみに、平成23年度の名目GDPの成長率は2%減ですので、全体としてパイは縮小している状況にあるということでございます。

他方、インターネットにつきましては、これは一貫して右肩上がりの状況で、 過去13年間右肩上がりの状況が続いているというふうな全体状況でございま す。

こういう状況の中で、今般、平成23年度の状況を取りまとめたものでございます。テレビ、ラジオの全体の合計が表の中の一番下の欄です。売上高はマイナス0.7%というふうに少し縮小している状況ですが、全体として費用の欄、中ほどでございますが、費用についてはマイナス1.2%という状況です。

その結果、営業損益につきましては少し黒字を確保しているということでご ざいます。全体としてこういうふうな傾向になっています。

先ほど全体状況は申し上げたとおりですが、テレビ、ラジオは中ほどに記載 されている数値のとおりでございます。

次のところでございます。冒頭ごらんいただいたとおり、テレビは全体の市場が約1兆7,000億ぐらいで、ラジオにつきましては1,200億というところでございますが、2ページ目の上のところについては、赤字社がどの程度

あるかということをグラフにまとめてございます。テレビ単営社ですと、赤字 社が13社の前年度に比べて17社と少し増加してございますが、その他の区 分、ラテ兼営、AM単営、FM単営、こういったところについては赤字社が少 し減ってはいるものの、依然、その業態としては厳しい状況が継続していると いう状況が読み取れるかと存じます。

また、収益状況の変化につきましては、その下側のグラフですが、平成22 年度より売上高が増加した社数は半数程度ございますが、全体として、このと ころぐっと下げていたところが横ばいになってきているという状況です。

その次、営業損益等の推移でございます。これは、平成16年度から平成20年度にかけて、リーマン・ショック等もございまして一貫して右肩下がりの状況でしたが、その反動もあり、少し持ち直してきているここ3年間であるという状況です。

売上高営業利益率の事業別推移がその下の表ですが、これも同様に右肩上がりの状況は続いていますが、メディアによって若干ばらつきがございます。 F M等は大きく回復しているような、右肩上がり度が少し強いところですが、これは、先ほどごらんいただいたとおり、必ずしも市場としてはパイが広がっているという状況ではございませんが、一般的に経費節減というリストラの効果が出てきているという状況かと思われます。

次のページ、4ページ目でございます。これは売上高、それから営業損益のキー局等の構成比率の推移です。ここしばらくの間、在京キー局の割合についてはほぼ同様でございます。また営業損益につきましては、ローカル局について逆に比率が少し増加傾向にあるという状況が見て取れる形になってございます。

地上放送については以上のとおりでございます。

○小笠原衛星・地域放送課長 それでは、衛星放送事業の収支状況のご説明に

入ります前に、まず、衛星放送事業の全体像についてご説明いたします。

まず、6ページの表、色分けしてございますが、衛星基幹放送であるBSと 東経110度CS、衛星一般放送の3種類がございます。

この3種類の衛星放送全体で売上高はどこまで行っているのかということでございますが、表の営業収益の欄をご覧いただくと、衛星放送事業約4,490 億円の市場規模となっており、プラス7.3%で、去年からやや増加となっております。

それぞれの放送の特徴を申し上げますと、まず、BSと東経110度CSでございますが、現在販売されている地上波の受信機、いわゆる三波共用機と呼ばれておりますが、つまり、町の電気屋さんで買ってくるテレビで、地上波と同様、BSも東経110度CSも受信はできる、そこが最大の特徴でございます。一方、衛星一般放送については、地上波の受信機とは別に購入しないといけないという特徴がございます。

ちなみに、三波共用受信機の台数でございますが、平成23年12月現在約1億2,600万台、前年同月比約3割増しということで、ポテンシャルの受信機としてはそこまでの台数が普及しているということであります。無論、受信機だけではなく、アンテナも必要となるわけですが、ちなみに、BSと東経110度CSについては三波共用アンテナが販売されており、去年の12月段階で1,660万の普及という数字が出ております。それに対して、衛星一般放送のほうは受信機、アンテナとも専用のものが必要になりますが、約200万の普及といわれているところであります。

したがって、あくまで受信可能な世帯ということになりますが、BSと東経 110度CSについては約1,660万、衛星一般放送については約200万と いう差が出ていると。さらに、三波共用受信機だけでいうと約1.2億台の普及が、今現在進んでいるということであります。

今年の2月、当審議会の場で東経110度CS、新規の番組の認定について ご審議いただきました。今申し上げたような、三波共用でも受信できる、潜在 的な受信者としては1,660万という数も見込める、そういった背景事情があ ったとは存じますが、ハイビジョンで32番組の申請中10番組の認定、標準 画質で22番組の申請中4番組を認定と大変厳しい競争であったというところ でありました。

それで、認定の審議の場でも、一体どういうところで差がついたのかという ご質問に対し、字幕の付与率、それからピュアハイビジョン率という数字で差 がついたところはつけたと。ただ、非常に僅差であったということについてご 説明申し上げたかと思います。比較的受信のポテンシャルの高い東経110度 CSについては、今申し上げたような新規の認定事業者というのも入っている ところでございます。

このような背景事情で、売上げが、先ほどの4,490億のうち、それぞれがどのくらいを占めているかということでございます。まず、BSのテレビジョンについて、営業収益、売上高が、約1,300億円、去年から15.4%増となっております。このうち、キー局系のBSデジタル放送に限りますと、衛星放送事業で約500億円と。これについては前年比26.8%増という非常に高い伸びを記録しております。これは広告収入の伸びに支えられているという分析もあるようでございます。

そういった 1,300億円のBSに対しまして、110度CSは約600億円という売上げになっております。これを前年比では15.2%、これも相当に高い伸びを示しているところであります。

一方、衛星一般放送についてはBS、東経110度CSとはやや特徴を異に しておりますが、売上高につきましては衛星放送事業、テレビジョンで約2, 370億円と前年比3.1%ということで、BS、東経110度CSと比べます と、伸び率についてはかなり小さいと言えようかと思います。

1ページお戻りいただきまして、黒字、赤字という状況についてお示しして ございます。一番右が衛星一般放送でございますが、82社あるうち27社が 赤字でございます。去年から、数に着目すると4社ほど減っている状況でござ います。しかしながら、実は退出企業がございまして、事業者数は去年の90 社から82社に減っており、それなりに厳しいマーケットの状況と言えるかと 思います。

そのすぐ左が東経110度CSでありまして、13社のうち赤字が3社ということで、去年と変わりはございません。

一番左のBSの事業者については20社中8社が赤字となっております。去年より増加しておりますが、ただ、このうちの5社については去年の10月又は今年の3月から新規に参入をした事業者ということで、放送開始してからほとんど月日がたっていないということが影響しているかと思います。これは来年以降、事態は変わっていくのではないかと予想されるところでございます。

以上、衛星放送の収支状況についてご報告をいたしました。

続きまして有線テレビジョン放送、いわゆるケーブルテレビの収支状況についてご説明いたします。まず全体像として、8ページの一番下の棒グラフをごらんいただければと思います。平成23年度の一番右のところを見ていただきますと、有線テレビジョン放送に限りますと、平成23年は全事業合わせて5、177億円ということで、去年から4.8%の減少になっております。これは地デジについて難視聴の解消、それからデジアナ変換等で受信機の買い替えが間に合わなかったような方々に対する貢献ということで、地上デジタル放送の推進と合わせて、平成19年から平成22年まで比較的右肩上がりの伸びを示したわけでございますが、ただ、平成22年から平成23年にかけまして地デジ移行が完了すると同時に、加入がかなり鈍り、それに伴う工事費等の収入減が

あったのではないかということが予想されます。

それに伴いまして営業損益でございますが、平成22年度は555億円まで伸びているところでございますが、平成23年度は420億円となっております。

表の水色のところが費用でございます。前年度は4,883億円で今年4,757億円と、業界全体としてややコスト減という努力は続けているということかと思いますが、やはり設備産業というところがあって、加入者が減ったからといって、設備に要するコスト、あるいは加入者のメンテナンスに要するコストということを急減させるわけにはいかないというところが、こういったところに反映されているかと思います。

しかしながら、全体的な経営状況といたしましては、すぐ上の黄色の棒グラフをごらんいただきますと、単黒の事業者の割合ということを示してございますが、調査対象297社のうち、平成23年度は249社が、平成22年度は250社が、全体の中では8割以上の会社が単黒ということを示しているということで、全体的な営業状況はよいということが言えるのではないかと思います。

今申し上げたのは放送事業という側面ですが、ケーブル事業のほとんどは放送事業とともにインターネット接続をはじめとする通信事業を兼営しております。それを合わせた場合どうなるかを一番上のグラフで示しております。放送事業に限ると、平成23年度は5,177億円、昨年度比△4.8%ということでございますが、インターネットの接続等々通信事業を含みますと業界全体では9,237億円ということで、これは全体として見ますと去年より1.6%増、事業全体としてはやや上昇傾向を維持しているということが言えるかと思います。

簡単でございますが、衛星、ケーブルの収支状況は以上でございます。

○前田会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの件につきましてご質問、ご意見ありますでしょうか。

○原島代理 マスコミ4媒体別広告費の推移、最初のところですが、平成21年はいろいろな経済的なショックがあって大きく変わった、これは特別かと思いますが、その後の動き等を見てみますと、インターネットは確かに増えているんですが、テレビは大体横ばいで、むしろインターネットは新聞・雑誌を食っているという見方をしていいのか、そういう単純な話ではないのか。感触で結構ですので、もし何かありましたら。

○長塩地上放送課長 ちょっと詳細な分析は持ち合わせておりませんが、先生 がおっしゃったような傾向は見て取れるのかと思います。

それから、このあたり、総広告費との関係では、大きく落ち込んでいる中で、 SP広告という欄がございますが、こういったところの落ち込みが激しくなっ てございますので、このあたりとのパイの食い合い的なところもあるのかと思 います。

○原島代理 特にBSだと思いますけれども、いわゆるコマーシャルだけではなくて、通信販売がかなり――放送時間等を見てもそれなりにウエートを占めているようになっておりますけれども、そういうようなものの効果もあってそれなりに横ばいだというふうに考えてよろしいんでしょうか。BSでのいわゆるコマーシャル収入と通信販売に絡まるものの比率とか、そういうのはどういう傾向にあるんでしょうか。

○小笠原衛星・地域放送課長 それでは、正確なところはまた別途個別にご説明いたしたいと思いますが、BSの事業者の中で、今ご指摘の通信販売というところの傾向は一様ではございません。編成上非常に通信販売が高い比率を占めている事業者と、最近通信販売が相当に減少している事業者と、2種類に分かれます。

したがって、通信販売の好調が影響しているのではないかということについては、確かに事業者によっては間違いなくそれが影響しているだろうというところもございますが、ただご案内のとおり、番組種別の公表が定期的に義務づけられており、公表するたびにそれなりの反応がマスコミ、あるいは視聴者から来るということで、相当対応を考えているところがございます。

したがって、客観的にはおそらく、通信販売の影響は出てきているとは思いますが、将来的にその影響が存続していくかということについては、企業の経営方針がそれぞれ違いますので、そこのところは今後の課題だと思います。いずれにしろ、正確なところは、機会をいただいてまたご報告できればと思います。

○前田会長 ほかにはいかがですか。

私のほうから1点。先ほど小笠原課長から、東経110度のCSの選定をするときに大変な接戦状態であったというようなことがご報告がありました。確かに私どももあのときに、透明性を高く評価し、非常にわずかな差で、「計画に従ってやるとすれば、認定すべきものはこれ」ということで決定されたというふうに思います。計画のわずかな差で決めざるを得なかったという意味では、計画どおり事が行われるかどうかというのは非常に重要だと思います。もしなかなか計画どおり実施されないとすれば、認定に漏れた事業者側からすると不公平であるという声が起こらないとも限らないということもありますので、計画どおりきちっとなされるように指導していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小笠原衛星・地域放送課長 ご指摘、誠にありがとうございます。私どもとしても、順次、東経110度CSの認定を受けた事業者が放送開始に向けているいろ相談に来ておりますが、まさに会長がおっしゃったとおり、僅差であったがゆえに申請どおりの事実関係で事業を実施していただくというのは当然の

ことであり、折に触れて申し上げているところではございます。

しかしながら、今後、事業開始に向けて、申請当時の事実関係と違うということが生じてくる可能性が否定できません。したがって、今ご指摘のとおり、そこは十分に指導していくと同時に、当然、認定について審議いただいたこの場あるいは委員の方々にも随時ご報告し、ご指導を仰いでいきたいと思いますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

- ○前田会長 よろしくお願いいたします。
- ○原島代理 そのときに、CSは東経110度のほうが上で、それ以外は下というイメージになると、どうしてもそういうことになると思います。東経110度以外のいわゆる衛星一般放送になりますが、何か特徴を放送政策として、きちんと意味あるシステムなんだというのを出していく必要があると思うんですね。あまりランク付けするのはよくないなという印象を、私はちょっと持っております。それぞれ特徴ある放送が行われているという位置づけをしっかり出していき、そういう事業者が増えてくるといいなと個人的には思っております。
- ○前田会長 事業そのものの環境が東経110度とそれ以外とは違うので、ある意味では多くの事業者さんが東経110度側に流れたいと思っておられる。 そういう意味では、あのときの基準として例えば教育であるとか、弱者対応であるとか、そういったことが評価されるような仕組みになっていたはずで、そういうことがないがしろにされるのはまずいと思うんですね。最低限、放送としての基準がある程度保たれないといけないという気がいたします。
- ○小笠原衛星・地域放送課長 それから、今、会長代理からご指摘ありましたように、ランク付けということではなくて、東経110度と東経124/12 8がそれぞれどのように特徴づけられているかということが重要かと思います。

東経124/128度のほうは専門のセットトップボックスやアンテナを買

ってでも見たいという人向けの、いってみればプレミアム的な要素を前面に押し出し、一方、東経110度は三波共用機でも見られるいわゆる汎用的な、会長からご指摘のような教育といった分野にも配慮した特徴を持っている。そういったところでそれぞれ事業者さんが工夫していかれればと考えておりますが、我々としてもそういった環境整備にはぜひ力添えをしていきたいと思っております。

- ○前田会長 ほかにはどうでしょうか。よろしゅうございますか。どうぞ。
- ○中沢技術企画官 先ほど諮問第27号を説明した件で、ちょっと言葉足らずな点があったかもしれませんので、もしお許しいただければ1点だけ補足させていただければと思うんですけれども。
- ○前田会長 どうぞ。
- ○中沢技術企画官 免許を与える者につきましては、最後、ケーブルテレビ事業者だけという、基本的にはそういうことでございますけれども、今回、ケーブルテレビ関連の団体でありますケーブルテレビ連盟でありますとかCATV技術協会でありますとか、そういったところが免許を持って、実際、災害が起きたときに貸し出すといったことも考えられますので、そういったことには対応してまいりたいと考えております。

すみません。説明の中でちゃんとご回答すればよかったのですが、大変申し わけございませんが、そういったことでございます。

○前田会長 ありがとうございました。

それでは、本件の報告を終了いたします。

以上で情報流通行政局関係の審議を終了いたします。まことにありがとうご ざいました。

(情報流通行政局職員退室)

(榮審理官入室)

- ○前田会長 新たに当審議会の審理官に着任されました榮審理官にご入室いた だきました。最初に榮審理官にごあいさつをいただきたいと思います。
- ○榮審理官 榮春彦と申します。弁護士でございまして、司法研修所は29期でございますが、どうぞよろしくお願いします。
- ○前田会長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、同じく雨宮審理官にごあいさつを。

- ○雨宮審理官 雨宮明と申します。本年8月1日付で、前任の中道と交代する 形で審理官になりました。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○前田会長 よろしくお願いいたします。

それでは、ありがとうございました。総合通信基盤局職員に入室するように、 連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項 (総合通信基盤局関係)

- (1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について(諮問第30号)
- (2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について(諮問第31号)
- ○前田会長 それでは、審議を再開いたします。

諮問第30号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案について」、及び諮問題第31号「周波数割当計画の一部を変更する告示案について」につきまして、山崎衛星移動通信課長、菅田衛星移動通信課企画官、及び竹内電波政策課長からご説明をお願いいたします。

○菅田衛星移動通信課企画官 それでは、諮問第30号説明資料に基づきまし

て、電波法施行規則の一部を改正する省令案等につきましてご説明させていた だきます。

まず、1 (1) インマルサットBGAN型航空機搭載用無線設備の導入につきまして、ご説明させていただきます。現在、我が国ではインマルサット携帯移動地球局のBGAN型システムにつきましては、携帯端末用、車載用及び船舶搭載用のサービスが提供されてございます。

今般、航空機内でインターネット接続等を可能とするインマルサットBGAN型航空機搭載用無線設備、こちら、サービス名称としましてはSwift Broadbandと呼ばれておりますけれども、こちらを我が国でもサービス提供を可能とするために関係省令の改正を行うものです。

お手元の説明資料の別添1のほうをごらんください。別添1の図をごらんいただければと思いますけれども、BGAN型、こちらはBroadband Global Area Networkの略なんですが、BGAN型につきましては携帯端末用は2004年、車載用と船舶用は2008年に国内に導入しております。今回追加する無線設備は航空機搭載用でして、機内で乗客が1波最大432kbpsまでのインターネット接続を可能とするものでございます。

次に、下段の表をごらんいただければと思いますが、本件の主な省令改正事項につきまして、ご説明させていただきます。インマルサットBGAN型航空機搭載用無線設備の技術基準を定めることが主な改正でございます。航空機搭載用につきましては、航空管制用通信システム等他の航空機に搭載されたシステムを保護することを目的としまして、今回、BGAN用の不要発射の強度等について定めるために第24条、第49条の24及び別表第3号に規定を設けてございます。

なお、その他規定の整備といたしましては、今回、過去のBGAN型のサービスが2008年末に終了してございまして、こちらの運用端末がもはやない

ため、このサービスに係る送信速度等の規定を削除するといったものでございます。

続きまして、説明資料の1ページに戻っていただければと思います。先ほど1 (1)をご説明させていただきましたが、1 (2) 1.5/1.6 GHz 帯を使用する新たな衛星携帯電話の導入につきまして、ご説明させていただきます。

導入の背景といたしましては、東日本大震災を契機といたしまして、大規模 災害時におけます衛星携帯電話の有用性が改めて認知されてございます。災害 に対する備え等のために、自治体や企業におきまして衛星携帯電話のニーズが ますます高まっているところでございます。このような背景を踏まえまして、 我が国におきましても1.5/1.6 G H z 帯を使用する新たな衛星携帯電話で ある、スラヤと呼びますが、スラヤ衛星携帯電話のサービスを提供可能とする ため、電波法関係省令の一部を改正するものでございます。

具体的には、別添2の図をごらんいただければと思います。本件はスラヤ衛星といいます、UAE(アラブ首長国連邦)のスラヤ社が打ち上げた人工衛星によりまして、持ち運びが容易なハンディ型と可搬型、車載用、船舶搭載型の各端末に、音声通信や最大444kbpsのデータ通信サービスを提供するものでございます。

先ほどと同じように下段の表をごらんいただければと思いますけれども、本件主な省令改正事項につきましては、まず電波法施行規則におきまして、携帯用のため、今後、数多く需要が見込まれると考えておりますので、包括免許の対象とするために第15条の3におきまして、本件技術基準を特定無線局の無線設備の規格に追加してございます。

また、無線設備規則につきましては、技術的条件として変調方式や占有周波 数帯幅等につきまして、無線設備規則第14条の2をはじめ、第24条、第4 9条の23の2などで規定するものでございます。 加えまして、技術基準適合証明等に関する規則におきまして、本件を技術基準適合証明の対象として追加し、試験項目を定めてございます。

次のページに委員限りの参考資料をつけさせていただいてございます。こちらはタイトルとしまして、「主な衛星携帯電話システム等の国内導入状況」と書いてございますが、これまでの携帯電話システムの全体像をわかりやすく説明したものでございます。こちらの表におきましては、1.5 GHz帯から2.5 GHz帯までの主な衛星携帯電話システムや船舶、航空機用のシステムについて、それぞれのシステムごとに導入状況をまとめてございます。

簡単にご説明しますと、ワイドスター、イリジウムとも陸上用、船舶用の無線設備が既に国内に導入されてございます。インマルサットにつきましては、これに加えまして今回、航空機用の無線設備の高速化を図ってございます。また、スラヤにつきましては、今回初めて国内に導入されるもので、陸上用、船舶用の無線設備を今回ご検討いただくというものでございます。既に国内に導入されています衛星電話と比べまして、音声通信機能やデータ通信速度などについて大きな差異はございませんが、本件省令改正によりまして衛星携帯電話の選択肢が増えるということは、災害時等の衛星携帯電話の多様性を確保するといった観点から、利用者にとって非常に望ましいものと考えてございます。

以上、3件の省令改正の施行期日でございますが、公布の日をもって施行の 日とすることと考えてございます。

最後、ご参考でございますが、さらに委員限りの資料をつけてございます。 こちらは本年8月4日から9月3日にかけて実施した意見募集の結果について まとめてございます。

こちらを簡単にご説明しますと、(1)BGAN型航空機搭載用につきましては3件の意見の提出がございまして、いずれも賛成するという意見でございました。また、(2)のスラヤの携帯電話につきましては、特段の意見の提出はご

ざいませんでした。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきたいと思います。 審議のほど、よろしくお願いします。

○竹内電波政策課長 引き続きまして、諮問第31号について説明をさせていただきます、電波政策課長の竹内でございます。よろしくお願いいたします。 資料は、お手元諮問第31号説明資料をごらんいただきたいと思います。

本件は、ただいま担当課から説明のありました2件の省令改正案のうち、後者のスラヤ衛星の導入に関するものでございます。このスラヤ衛星通信システムは周波数としては、これまで導入済みのインマルサットのシステムと同一の周波数を使用するものでございます。お手元資料のクリップを外していただきまして、一番下についております周波数割当計画の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

2枚物で横組みの資料でございます。表の右側が現在の割当計画、左側が変更案となってございます。この表ですが、6つの周波数帯に分かれておりますが、右の現行の表をごらんいただきますと、1525-1530MHz、1530-1544MHz、以下並んでおりますが、いずれも無線局の目的(5)という欄をごらんいただきますと、電気通信業務用(インマルサット衛星通信用)というふうになってございます。インマルサットは今までこの周波数帯でサービスを提供しているというものでございますが、今回この同一周波数帯でスラヤ衛星の導入を認めようということで、変更案は左側のように、これまでインマルサット衛星通信用に限定記載をしておりましたものを解除いたしまして、広く一般の衛星通信システムで利用可能とすることで、スラヤ衛星システムの導入を可能にするという改正案でございます。

また、1枚おめくりいただきまして、一番最後のページでございますが、表の下側に、別表4として船舶地球局及び携帯移動地球局の周波数表というもの

がございまして、1~9 (略)となっております。ここにインマルサットの対象周波数表を記載しているものでございますが、今回、これに追加いたしまして、10番としてその他携帯移動地球局としてスラヤ用の周波数を記載したというものでございます。

最初のページにお戻りいただきまして、本件につきましては、先ほどもご説明ありましたように、パブリックコメントでは特段の意見提出はございませんでした。本件の施行期日でございますけれども、答申をいただきましたら速やかに割当計画を変更し、官報に掲載することを予定しておりまして、掲載の日をもって施行していきたいというふうに考えております。

以上で諮問第31号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろし くお願い申し上げます。

- ○前田会長 ありがとうございました。ただいまの件につきましてご質問、ご 意見はございますか。
- ○原島代理 わかりやすい一覧表をありがとうございました。それを見ますと、 航空機につきましてはインマルサットのみで、ほかの衛星については現行サー ビスなしというふうに書いてあるんですが、これは国内導入がなくて、国外、 外国では既にこういうサービスは行われているというふうに考えてよろしいん でしょうか。それとも、航空機に対するサービスはインマルサットが中心であ るということなんでしょうか。
- ○菅田衛星移動通信課企画官 基本的に航空機についてはインマルサットのシェアが高いと存じておりますけれども、例えばワイドスターにつきましては、昔、航空機用のサービスをしておったんですけれども、サービスが今行われていないというパターンもございますし、イリジウムのように海外で、インマルサットほどではないですがやっているものもありますけれども、国内の導入予定はないというものでもございます。

- ○原島代理 はい。わかりました。
- ○松崎委員 よろしいですか。スラヤは今後導入の可能性としてはどうなんで しょうか。
- ○菅田衛星移動通信課企画官 今のところ、スラヤについて航空機用のサービスを提供するという話が、実際出てきておりませんので、そういったことで現行サービスはなしということで、まだ今回は審議の対象になっていないということでございます。
- ○前田会長 今のスラヤの件でいいでしょうか。委員限りと書いてあるこの表がありまして、そこに写真が出ていて、携帯電話らしきものと、それからもう1個、何だかよくわからないものがありますが、この下のほうは何なのかということと、それから上のほうの携帯は、UAEなんかだと、いわゆる基地局的なものがたくさんあるわけじゃなくて、みんな衛星でやっているということですか、携帯を。
- ○菅田衛星移動通信課企画官 最初のご質問ですけれども、下の丸いようなものは車載用でございます。もちろんUAEで普通の携帯電話がないということではないんですけれども、スラヤとしましては、当初はアラブを中心として、あまり携帯電話が発展してない時代からそれをねらって衛星携帯を売ってきて、それをアフリカ地域に拡大して、それで今回、太平洋地域にも衛星を打って、それで広くサービスをグローバルに展開しているということでございます。
- ○前田会長 なるほど。あまり人口密度が高くないし、そういう意味では携帯 電話の台数もあまりない状態だから衛星で対応できる、そういうことですか。
- ○菅田衛星移動通信課企画官 基本的に、UAEはそんなに大きな国ではないですから、国内というより、非常にグローバルなサービスを当初から展開を考えていたのかなと考えてございます。
- ○前田会長 この絵でいうと、あまり大きくないというか、随分普通の携帯電

話のように見えますが、これで今日本でも電波が降り注いでいるわけですね。 そういう意味では、これが適用されればすぐに使えるということですね。

- ○菅田衛星移動通信課企画官 はい。今回ご審議いただいて技術基準を導入しましたら、すぐにでも使えるような状況でございます。
- ○前田会長 ほかのドコモさんとかだと何か大きいのを持っていかなきゃいけないけれど、これだと、そんなことを言っちゃいけないのかもしれないけど、 非常に単純に、衛星で、それこそ災害対応などにもぴったりかなという気もしますが。そういうことですか。
- ○松崎委員 ワイドスターが昔は航空機に使えたのに、撤退したというのは、 航空機に搭載するメリットはないのですか。スラヤを使うのなら、陸上と船舶 のついでに航空機も搭載してしまうという考え方にはならないのでしょうか。 ○菅田衛星移動通信課企画官 当時、震災が起きる前は、やはり航空機用はイ ンマルサットの一人勝ちで、国内的にワイドスター用の設備を持っていること はなかなか負担ではなかったのかなというふうに考えてございます。ただ最近、 震災以降、あらゆる衛星系の携帯のものがどんどん加入者を増やしています。 ○松﨑委員 今後のビジネス展開としては、うまみもあろうかという感じでしょうか。
- ○竹内電波政策課長 若干補足をさせていただきますと、航空機の場合には飛行機の機体の安全検査みたいなものがございますので、専用の地球局を飛行機に載せる作業自体が、結構費用がかかってしまうということと、もともと航空機は人命の安全にかかわる施設でございますので、いろいろな管制とのやりとりですとか航空会社間とのやりとりというのは、基本的に別の周波数でシステムを既に持っております。それに加えて、乗客1人1人がこういった通信をやろうといたしますと、実はかなりチャネルが必要になってまいりまして、こういった周波数帯でそれをカバーしようとすると、費用との兼ね合いでなかなか

制限も大きいと。ですから、やってはみたものの、ビジネスとしての成立性、 1機で乗客何人かとか費用等を考えて、一時期ざっと入ったのでございますけれども、思ったほどは増えなかったようでございます。

むしろ今は、表の下に書いておりますように、高い周波数を使ってブロード バンドの形でインターネットアクセスなんかを自在にやれるような、そういう ようなシステムがむしろ使われているという状況でございます。

- ○松﨑委員 4社のうち、インマルサットだけが寡占というか独占という感じ に見えるのですが。
- ○竹内電波政策課長 寡占といいますか、むしろもうけは置いておいてやっているという、条約上の位置づけもありますので、セーフティネット的な位置づけでやっているという面はあるかと思います。
- ○松﨑委員 最近の国内の飛行機はビジネスユースでサラリーマンが使っていることが多いので、本当はやりたいんですよね、機内でパソコン。
- ○竹内電波政策課長 はい。ですから、それは恐らく下側のこちらでやらないと、何メガとかいうのをたくさんの方が同時にということになりますと。
- ○松﨑委員 できない。
- 〇竹内電波政策課長 やはり $2.5\,\mathrm{GHz}$ 帯とか $1.6\,\mathrm{GHz}$ 帯というのは、実は周波数が非常に限られておりまして。
- ○松﨑委員 これでは無理なんですね。
- ○竹内電波政策課長 いろんな衛星が分け合って使っておりますので、少数の 方が使う分にはよろしいんですが、やっぱり大きな旅客機でたくさんの方が分 け合うとなると。
- ○松﨑委員 なるほど。
- ○竹内電波政策課長 例えば100人住んでいるマンションでブロードバンド 1回線を分けて使うような、そんなですとかえって不満が出てきますので、技

術の進展を見ながら一番いいシステムを使い分けられているということだと思います。

- ○松﨑委員 ありがとうございます。
- ○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

特にないようですので、それでは、諮問第30号及び諮問第31号は諮問の とおり改正及び変更することは適当である旨の答申を行うこととしてはいかが かと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。 答申書につきましては、所定の手続きにより、事務局から総務大臣あて、提出 ください。

以上で、用意された総合通信基盤局関係の審議は終了いたしました。まこと にありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

付議されている異議申立てに関する審議

- (1) よさこいケーブルネット株式会社及びテレビせとうち株式会社を当事者 とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立てについて (平成23年9月14日付け付議第2号)
- (2) 株式会社ひのきから申請された総務大臣裁定の申請に対する拒否処分に 係る異議申立てについて(平成23年12月9日付け付議第3号)
- ○前田会長 それでは審議を再開いたします。

最初に、「よさこいケーブルネット株式会社及びテレビせとうち株式会社を当

事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立てについて」ということ。それから2つ目が、「株式会社ひのきから申請された総務大臣裁定の申請に対する拒否処分に係る異議申立てについて」につきまして、雨宮審理官から心理に係る意見書及び調書の説明をお願いいたします。

○雨宮審理官 2件の意見書を提出いたしております。私雨宮の名前で表紙がついておりますけれども、私は事務取扱いでございまして、中身を見ていただきますと前任の審理官、主任審理官が佐藤主任審理官、補佐審理官が中道審理官ということになっておりますので、内容につきましては私はあまり詳しく存じませんので、概要をかいつまんでご説明申し上げたいと思います。

まず、よさこいケーブルネットのほうでございますけれども、こちらは高知県の土佐市、須崎市を業務区域といたします有線テレビジョンの放送事業者でございますが、こちらが四国の香川県と、それから中国地方の岡山県を放送対象地域とするテレビせとうち株式会社の地上テレビジョン放送の再送信の同意について、総務大臣に裁定を申請いたしました。それが平成22年6月24日でございます。これに対しまして総務大臣は、情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会への諮問、そして答申を経まして、この申請の約1年後になりますけれども、平成23年6月21日付けで不同意の裁定を行っております。

これに対しまして、よさこいケーブルネット株式会社が平成23年7月21 日に異議の申立てを行っております。内容につきまして不備がありましたので、 補正を行いまして、平成23年8月4日、総務省に受理されております。

電波法によりますと、異議の申立てがあった場合は遅滞なく電波監理審議会の議に付さなければならないということになっておりまして、若干その点、付議の日がおくれているような気もするんですけれども、電波監理審議会付議は 平成23年9月14日、審議開始の通知を行いましたのが平成23年10月1 1日であります。 そして、利害関係者に対して、審理へ参加することができるんですけれども、 テレビせとうち――これはテレビジョン放送の再送信の元の番組をつくってい るほうですけれども、テレビせとうちが参加申立てをしております。

審理は、第1回が平成23年11月29日を皮切りに、平成24年、本年の1月、3月、5月、7月と計5回の審理を行っておりまして、5回で審理を終了しております。その間、証拠が異議申立人が63件、総務大臣が35件、参加人が24件の証拠を提出しております。意見書につきましては、最終の審理がありました7月10日から20日後、平成24年7月30日付けで主任審理官佐藤歳二、補佐審理官中道正仁の署名によって提出をされております。

本件につきまして、主な争点でございますけれども、異議申立人の再送信について参加人が同意をしない正当な理由があるかどうかといったところが主要な争点になっております。加えて、その前提としまして、正当な理由の判断基準がいわゆる5基準――この5基準と申しますのは昭和61年に旧有線テレビジョン法改正時、これは裁定制度を導入した際ですけれども、国会での政府答弁においてこの正当な理由とはどんなものかということで5つの基準が示されたものでございます。

その後に、平成20年4月にこの5基準を補足、補完するような形で総務省が再送信ガイドラインというものを策定、公表しております。このガイドラインに規定する基準も、正当な理由の判断根拠に基準として含まれるかどうかといった点についても争いがあるところでございます。特に過去の裁定におきましては新ガイドライン、新というかガイドラインに含まれます地域性――地域性というのは具体的には放送が隣接県のものを再送信しようとしているのかどうかといったような、この辺の規定ぶりは、隣接県かどうかといったような明解な表現にはなっておりませんけれども、そういったようなこと、地域性についての考慮が入っております。それがガイドライン制定後に判断要素になって

いる点が、特に旧の5基準との関係において争点になっているところでございます。

そして結論の点に関しましては、異議申立ての理由が認められるという結論 を出しておりまして、この不同意の裁定を取り消して、再放送に同意すべき旨 の裁定をすることが適当だというような結論になっております。

審理官の判断の箇所をごらんいただきますと、再送信を拒否する正当な理由があるとした判断手法は、旧有テレ法の趣旨に反するものとして違法の疑いがあり、少なくともその具体的解釈適用については不当なものと評価することができるというようなことで、総務大臣が裁定を行った際に不同意という裁定を行ったんですが、これを取り消すという意見書の内容になっております。

ただし、この意見書には「補佐審理官の付加意見」というものが付されております。補佐審理官としては主任審理官と概要でどんな点が異なっているかということにつきまして、正当な理由の有無についての判断に関して、総務大臣に自由裁量権があるかないかという点について若干、主任審理官と意見を異にしているということでございます。

また、意見書の後ろのほうについております補佐審理官の付加意見の最後のところには、このように書かれております。「本件について様々な見解が成り立ちうることを示唆するものであり、電波監理審議会におかれては、決定案の議決に先立ち、いつにも増して慎重なご審議を頂くよう、蛇足ながらご要望申し上げる」というようなことが付されてございます。

まず、よさこいケーブルネットにつきましては以上でございます。

続けてよろしいでしょうか。 2件目でございます。こちらは株式会社ひのき 一一徳島県の徳島市の北側と申しましょうか、北島町、松茂町及び上板町を業 務区域とする有線テレビジョン放送事業者ですが、この徳島県の有線テレビジョン放送事業者が、大阪にあります近畿広域圏を放送対象地域とする讀賣テレ ビ放送株式会社の地上テレビジョン放送の再送信について総務大臣の裁定を申請いたしまして、これに対して総務大臣は裁定を行わず拒否を行ったということについて異議申立てをしたものでございます。

この拒否の処分を行ったのが平成23年、昨年の10月20日でございます。 異議申立ては平成23年11月7日。総務省は11月8日付けで受け付けをしておりまして、電波監理審議会への付議は平成23年12月9日でございます。 審理の開始の通知は平成23年12月21日ということでございます。

これに対しまして、この番組をつくっている讀賣テレビ放送から参加の申立 てが4月に入ってからありまして、第2回から讀賣テレビ放送株式会社が審理 に参加しております。

審理は、第1回が平成24年、本年の2月27日でございまして、その後、4月、5月、6月と開催されまして、計4回の審理を行っております。その間、 異議申立人が証拠75件、総務大臣が51件、参加人が18件の証拠提出を行っております。意見書につきましては、先ほどと同様、本年7月30日付けで 佐藤主任審理官、中道補佐審理官の署名で提出されております。

主な争点でございますけれども、裁定申請を行いましたことに対して拒否をしておるんですが、総務大臣側は参加人が協議に応じず、又は協議が整わないときに該当しない、要はまだ協議を行う余地が残っているということで拒否をしておったものでございますけれども、この意見書の結論としましては、裁定の要件を満たしているということで、いってみれば今後、協議を継続する余地がないというふうに判断をしまして、裁定の拒否処分を取り消す、要は、裁定手続きを今後継続する形、裁定手続きに入るというようなことが適当だというような意見書の内容になっております。

以上でございます。

○前田会長 ありがとうございました。これまでのところで何かご質問、ご意

見ありますでしょうか。

- ○原島代理 2番目の件については、1番目のように補佐審理官の付加意見はないということでよろしいわけですね。
- ○雨宮審理官 はい。こちらについてはそういったものはございません。
- ○原島代理 ないと。わかりました。
- ○前田会長 意見書の提出を受けただけなので、中身についてはまだ、当然、 初めてというか、のことでありますので。もちろんこの後、何回かにわたって 当審議会で審議する、その上で最終的に意見書及び調書等に基づいて決定案を 議決するということになっているわけですが、これについて、本日は起草委員 をあらかじめ定めるということだけを。
- ○原島代理 まだ中身は別に。
- ○前田会長 ええ。中身の議論はですね、いずれ何回かやらないと。
- ○原島代理 最終的には起草しなければいけないということで。
- ○前田会長 はい。あらかじめ覚悟をしておくという、そういうことでございまして。

大変僭越でございますが、私のほうから指名をさせていただければと思います。「よさこいケーブルネット株式会社よりテレビせとうち株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定書に係る異議申立てについて」につきましては、起草委員として山田委員と山本委員に決定案の作成をお願いしたいというふうに思います。また、「株式会社ひのきから申請された総務大臣裁定の申請に対する拒否処分に係る異議申立てについて」につきましては、起草委員として山田委員と松﨑委員に決定案の作成をお願いしたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

- ○松﨑委員 よろしくお願いします。
- ○山田委員 念のため、ちょっと確認させていただきたいんですけど、現在進

行中の件と違って、この2件は異議申立てに至るまでの間に電監審が何かかか わったという案件ではないですね。

- ○雨宮審理官 はい。電監審ではございません。裁定につきましては手続きが 定められておりまして、この審議会ではなくて情報通信行政・郵政行政審議会 の有線放送部会に諮問・答申をいただいております。別の審議会のほうでの諮 問・答申の手続きを経たものでございます。
- ○山田委員 ありがとうございます。
- ○前田会長 いずれこの審議会にかかるということで、状況報告は受けた気が いたしますが、少なくとも件名だけは聞いております。
- ○原島代理 こういうことがあって審理官を指名したというのはあります。
- ○山田委員 異議申立てがあって以降のことでございますね。
- ○原島代理 以降です。
- ○前田会長 そうですね。
- ○山田委員 はい。
- ○前田会長 そうですね。審理官を指名しているからこれができた。そういう ことですね。失礼いたしました。
- ○山田委員 それと、スケジュール感としては、任期との関係でいかがなんで しょうかという点をお尋ねしたいんですが。
- ○成田幹事 はい。一応、任期の関係で申し上げると、私も最終的にどうなるかというのは何とも申し上げられないんですが、当面、任期まで。仮に次の審議までにおかわりになられた場合には。
- ○山田委員 引き継がせていただく……。
- ○成田幹事 後任の方を誰かまた会長が指名していただいてですね、務めていただくような話になろうかとは思います。
- ○山田委員 承知しました。

○前田会長 それでは、特にご異議がないようでございますので、それでは、 今後勉強会を何回かやるというようなことを含めて審議を進めて、起草委員に 決定案を作成いただくということで、それに基づいて議決をしたいというふう に思います。よろしくお願いいたします。

閉 会

○前田会長 それでは、本日の案件はこれですべて終了いたします。どうもあ りがとうございました。